

○総務省告示第四十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百十六号（統計法第二条第四項第三号による基幹統計とみなす統計に関する件）の一部を次のように改正する。

令和元年五月二十四日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

名称	作成目的	作成者	作成方法
[略] 農業経営統計	農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにすることを目的とする。	農林水産大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
経済産業省生産動態統計	鉱工業生産の動態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
[略] 商業動態統計	商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

改正前

名称	作成目的	作成者	作成方法
[同上] 農業経営統計	農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにすることを目的とする。	農林水産大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
工業統計	工業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
経済産業省生産動態統計	鉱工業生産の動態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
商業統計	商業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
[同上] 商業動態統計	商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
特定サービス産業実態統計	特定のサービス産業に関する施策に資するため当該産業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

備考 表中の「」の記載は注記である。